

令和7年和泉市教育委員会第3回定例会

日 時：令和7年3月27日(木) 午後3時00分から
場 所：和泉市役所3階 3A・3B 会議室

出席者

教育委員会

教育長	大槻 亮志
教育長職務代理者	深堀 知子
委員	酉家 章弘
委員	小谷 美樹
委員	木村 規洋子

事務局

参与	並木 敏昭
教育次長兼生涯学習部長 (教育・こども部)	辻 公伸
教育・こども部長	東 直樹
教育指導監	上田 茂幸
教育・こども部次長兼教育総務課長	鍛冶 公哉
学校園管理室長	佐々木 敦
学校教育室長	阪下 誠
こども未来室長	西角 雅士
学校園管理室教育施設担当課長	大内 浩平
学校教育室教育指導担当課長	仲谷 正太郎
学校教育室教育センター所長	隅埜 哲弥
こども未来室幼保運営担当課長	北野 剛司
こども未来室幼保育成担当課長	樋上 征史
こども未来室幼保育成担当参事	田中 充己
教育総務課課長補佐兼総務係長	大西 薫
教育総務課企画係長	吉田 昌史
教育総務課総務係	西川 世理奈
(生涯学習部)	
生涯学習部次長兼文化遺産活用課長	森下 徹
生涯学習推進室長	前田 志織
生涯学習推進室生涯学習担当課長	橋本 吉人
生涯学習推進室スポーツ振興担当課長	富岡 大作
久保惣記念美術館館長代理	田中 ゆかり
久保惣記念美術館総括参事兼副館長	橋詰 文之

1. 開 会

2. 会議録署名委員の指名について

3. 教育長の報告

4. 審議事項

議案第 14 号 和泉市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例の施行に関する和泉市教育委員会規則制定について

議案第 15 号 和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定について

議案第 16 号 和泉市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則制定について

議案第 17 号 和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則制定について

議案第 18 号 和泉市久保惣記念美術館運営ビジョン策定委員会規則を廃止する規則制定について

議案第 19 号 和泉市スポーツ推進委員の委嘱について

議案第 20 号 和泉市いじめ防止基本方針の改訂について

議案第 21 号 いじめ重大事態に関する調査報告書の公表ガイドラインの制定について

議案第 22 号 令和 7 年度学校に対する指示事項について

議案第 23 号 令和 7 年度幼稚園に対する指示事項、保育所に対する指導・助言事項について

5. 承認事項

(1)教職員の処分について（非公開）

6. 報告事項

(1)桃山学院大学と和泉市教育委員会との連携に関する協定の締結について

(2)「2026 年和泉市はたちのつどい」に係る開催部数変更について

(3)セネガル共和国への和泉市長公式訪問団の派遣報告について

(4)令和 7 年度和泉市教育委員会の点検・評価報告書（令和 6 年度事業分）（素案）について

(5)和泉市教育振興基本計画（令和 7 年度行動計画編）について

(6)「大阪府公立学校長（任期付）」令和 8 年度任用に係る意向調査について（非公開）

(7)教職員の処分について（非公開）

7. その他

8. 閉会

大槻教育長	<p>定刻となりましたので令和7年和泉市教育委員会第3回定例会を開会します。</p> <p>本日は、中西委員から欠席のご連絡を、酉家委員からは1時間ほど遅れるというご連絡をそれぞれいただいておりますが、過半数の委員は出席ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条の規定に基づき、本日の会議が成立することを報告します。</p> <p>第1回臨時会の会議録ですが、事前に配付し、ご確認いただいておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議ないようですので、第1回臨時会の会議録について承認することとします。</p> <p>今回の会議録署名委員は、深堀職務代理者と木村委員を指名します。</p> <p>次に、資料「教育長の報告」をご覧ください。</p> <p>令和7年2月27日から3月26日までの主な活動を掲載しています。</p> <p>何かご質問等ございませんか。</p> <p>ないようですので、議事を進めてまいります。</p> <p>本日は、審議事項10件、承認事項1件、報告事項7件です。</p> <p>議案第14号「和泉市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例の施行に関する和泉市教育委員会規則制定について」、事務局（教育総務課）から説明願います。</p>
鍛冶次長	<p>教育総務課の鍛冶です。</p> <p>本規則は、市長部局が市議会第1回定例会に提案し可決された「和泉市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例」の施行にあたり、教育委員会に係る手続等に関して必要な事項を定めるものです。</p> <p>条例制定の背景としては、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」の公布を受け、本市においても手続等のオンライン化を進めており、根拠条例等の規定により書面手続きが前提とされるものについて、個別の条例等を改正することなく、一体的にオンラインによる手続が可能となるよう、本条例を制定したものです。</p> <p>その条例においては、対象を市長のほか、教育委員会等の執行機関、議会等も含むものであり、規則については各執行機関において個別に制定する必要があることから、教育委員会が所管する事務等については、市長部局が処理する事務の例によることを規則にて定めるものです。</p> <p>主に、オンライン申請及び電子決済の方法、オンラインによる処分通知等の方法などについて、市長部局が定める規則において規定しています。</p> <p>令和6年11月時点の本市におけるオンライン手続が可能なものの一覧表を掲載しており、赤で囲んだ部分が教育委員会所管部署です。</p> <p>今後、個別の条例において書面等によることが規定されている手続について</p>

<p>大槻教育長</p>	<p>も、概ね年間 100 件以上の申請がある手続を中心に、オンライン化を推進していく予定です。</p> <p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りします。 議案第 14 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議ないようですので、議案第 14 号は原案どおり可決します。 続いて、議案第 15 号「和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定について」、事務局（学校教育室）から説明願います。</p>
<p>仲谷課長</p>	<p>教育指導担当の仲谷です。 令和 7 年度から、市立小学校、中学校及び義務教育学校の全校に学校運営協議会を設置することを受け、学校協議員制度を発展的に解消することから、第 3 条の 4 に明記していた学校協議員についての項を削除し、本規則を改正するものです。 本規則は、令和 7 年 4 月 1 日に施行予定です。</p>
<p>大槻教育長</p>	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りします。 議案第 15 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議ないようですので、議案第 15 号は原案どおり可決します。 続いて、議案第 16 号「和泉市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則制定について」、事務局（こども未来室）から説明願います。</p>
<p>樋上課長</p>	<p>幼保育成担当の樋上です。 槇尾学園の開校に伴い、同学園内に留守家庭児童会を新たに設置し、閉校となる和泉市立横山小学校にある留守家庭児童会を廃止するとともに、和泉市槇尾留守家庭児童会の運営を民間委託することに伴い、主事及び支援員の役割の見直しを行うほか、所要の規程の整備を行うものです。 改正の理由は、第 13 条に規定する主事及び支援員について、留守家庭児童会の運営を民間委託した場合、校長が直接事業者を指導することができないこと、また、留守家庭児童会は校長の協力を得て運営されているものの、校長が直接児童会の運営に従事することはないため、役割の見直しを行い、第 1 項の留守</p>

	<p>家庭児童会主事を廃止するものです。</p> <p>また、第2項では、支援単位ごとの支援員の数を規定し、第3項では、当該小学校又は義務教育学校の校長との協力の下に支援員が従事する業務を、「児童の保育及び健全育成に係る業務」及び「児童会の円滑な運営」に改めています。</p> <p>第3項により、留守家庭児童会主事を廃止したあとも、現在の運営と同じく学校と協力して児童会の運営が行えるよう規定しています。</p> <p>次に、別表第1に規定するクラス名及び定員数について、学校との調整により、余剰教室を使用できるようになったため、芦部留守家庭児童会を1クラス増加、閉校となる横山留守家庭児童会を1クラス減少、また槇尾学園の開校に伴い槇尾留守家庭児童会を2クラス開設させるものです。</p> <p>これにより、市全体のクラス数は64クラスとなります。</p> <p>令和7年度の入会児童数については、5月の教育委員会定例会にて報告します。</p> <p>以上の改正内容について、和泉市留守家庭児童会運営規程も併せて改正を行います。</p> <p>本規則は、令和7年4月1日に施行するものです。</p>
大槻教育長	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p> <p>ないようでしたら、お諮りします。</p> <p>議案第16号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議ないようですので、議案第16号は原案どおり可決します。</p> <p>続いて、議案第17号「和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則制定について」ですが、規則改正にかかる説明と併せて、関連する旧南横山小学校の活用についても事務局から説明いたします。</p> <p>それでは、事務局（生涯学習推進室）から規則改正の説明、事務局（学校園管理室）から補足説明として、「旧南横山小学校の活用について」説明願います。</p>
富岡課長	<p>スポーツ振興担当の富岡です。</p> <p>改正の理由は、令和7年3月31日に閉校となる横山小学校及び南横山小学校について、引き続き、学校体育施設開放事業の施設として活用するため、閉校する学校の取扱いを追加するなど、所要の措置を講ずるものです。なお、横山小学校については、現在、跡地活用の検討中であり、使用できる間の時限的措置です。南横山小学校については、引き続き、学校教育活動で使用することから、学校体育施設開放事業で引き続き使用するものです。</p> <p>主な改正の内容ですが、第1条に「閉校した学校を含む。以下「学校」という。」を追記しました。</p> <p>また、第7条に「開放施設を使用できるものは、構成員の3分の2以上が～」</p>

<p>大内課長</p>	<p>を追記しました。これまでも、構成員の3分の2以上が市内に居住、在職又は在学が利用の条件でしたが、「和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校体育施設開放実施要綱」の様式第3号の補足において記載するのみであったため、規則として追記するものです。</p> <p>加えて、別表内に旧横山小学校と旧南横山小学校の表を追加し、開放時間等を定めるものです。旧横山小学校では学校教育活動が行われなかったため、午前8時から利用可能とし、旧南横山小学校では、学校教育活動が行われるため、他の学校の長期休業日と同様の扱いにしています。</p> <p>規則改正の説明は以上です。</p> <p>教育施設担当の大内です。</p> <p>続いて、「旧南横山小学校の活用について」説明します。</p> <p>方向性ですが、旧南横山小学校を閉校後も市の施設として活用する場合は、本来、「公の施設」として新たに条例設置する必要がありますが、閉校後の旧南横山小学校の活用については、「和泉市南部地域等まちづくり計画」で整理しており、「当面は既存校舎・体育館を活用することとし、築60年となる令和13年度を意識し、令和10年度を目途に、この間の利用状況に鑑みた教育活動の場としての活用方法を検討する」としています。</p> <p>このことから、令和7年度以降は「教育活動の場としての活用方法を検討する期間」とし、令和10年度を目途に施設の使用目的を明確にしたうえで、必要に応じて条例設置等の法的整備について対応を行うこととします。それまでは、「処理留保財産」として取り扱います。</p> <p>なお、旧横山小学校についても、同様に「処理留保財産」として取り扱っていますが、こちらは、前回の教育委員会第1回臨時会で政策企画室から説明したとおり、効果的な活用を検討するべく、民間事業者との対話を実施したところであり、活用方針が決定した時点で必要な手続きを行うこととします。</p> <p>令和7年度以降の旧南横山小学校の活用方法ですが、当面の間は、活用方法を検討するための試験的な運用として、槇尾学園をはじめとした市内各校および地域が利用します。</p> <p>市内各校の利用では、低学年を中心とした利用を想定しており、旧南横山小学校の環境を生かした自然体験など屋外学習活動での利用を予定しています。</p> <p>また、地域等による活用も予定しており、規則改正の説明にありました、学校体育施設開放事業を継続するほか、老人クラブやプレイパーク等地域の利用も想定しています。</p> <p>施設の維持管理については、シルバー人材センターから派遣された用務員を週2日程度配置する予定です。</p>
<p>大槻教育長</p>	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p>
<p>小谷委員</p>	<p>夜間照明設備設置の基準は何かで決められているのでしょうか。</p>

富岡課長	<p>明るさの基準等の詳細は決まっておりません。平成8年から平成10年の3年間で、地元からの要望と地域住民の合意を得て申請をいただいたうえで、市で開放事業用の照明として設置したところが6校あり、そちらを夜間照明設備設置校としています。</p>
大槻教育長	<p>他にご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りします。 議案第17号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
田中館長代理	<p>ご異議ないようですので、議案第17号は原案どおり可決します。 続いて、議案第18号「和泉市久保惣記念美術館運営ビジョン策定委員会規則を廃止する規則制定について」、事務局（久保惣記念美術館）から説明願います。</p>
大槻教育長	<p>久保惣記念美術館の田中です。 廃止の理由は、和泉市久保惣記念美術館運営ビジョン（案）の策定により、その調査審議を行っていた和泉市久保惣記念美術館運営ビジョン策定委員会が役割を終えたため、市議会第1回定例会において和泉市附属機関に関する条例が改正され、委員会を廃止しました。 それに伴い、当該委員会について定めた規則についても廃止するものです。 なお、施行期日は令和7年4月1日とするものです。 規則の廃止後には、公募委員を募集するにあたり定められた「和泉市久保惣記念美術館運営ビジョン策定委員会委員の公募に関する要綱」についても廃止する予定です。</p>
大槻教育長	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りします。 議案第18号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
富岡課長	<p>ご異議ないようですので、議案第18号は原案どおり可決します。 続いて、議案第19号「和泉市スポーツ推進委員の委嘱について」、事務局（生涯学習推進室）から説明願います。</p>
富岡課長	<p>スポーツ振興担当の富岡です。 スポーツ基本法における目的達成のため、和泉市スポーツ推進委員規則第1条の2に基づき、委員の委嘱しようとするものです。</p>

	<p>委員の定員は 51 人以内と定めており、現在、表中一番上の項目の委嘱する者（再任）欄の 2 人に加え、任期中の 38 人を加えた 40 人に委嘱しており、そのうち、令和 7 年 3 月 31 日で任期満了となる 2 人に対し意向調査を行ったところ、再任を希望されたため、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 2 年間の任期で委嘱を行おうとするものです。</p> <p>なお、委員の公募について 11 月号広報で募集した他、随時ホームページで募集をしています。</p> <p>令和 7 年 4 月 1 日現在のスポーツ推進委員の予定人数は、再任 2 人・令和 8 年度末までの任期の委員が 38 人、合計 40 人となるものです。</p>
大槻教育長	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p>
小谷委員	<p>再任の 2 人は、どのエリアでどのような活動をしているのか教えてください。</p>
富岡課長	<p>手元に詳細な資料がないので、経歴のみのご紹介となりますが、水泳と陸上の経験者となります。</p>
小谷委員	<p>エリアで活動されるわけではないのですか。</p>
富岡課長	<p>エリアごとの活動ではなく、「歩こう会」、「走ろう会」、「スポレク研修部会」の 3 つの部会にそれぞれ所属し活動いただいています。</p>
大槻教育長	<p>他にご質問等ございませんか。</p> <p>ないようでしたら、お諮りします。</p> <p>議案第 19 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議ないようですので、議案第 19 号は原案どおり可決します。</p> <p>続いて、議案第 20 号「和泉市いじめ防止基本方針の改訂について」と、議案第 21 号「いじめ重大事態に関する調査報告書の公表ガイドラインの制定について」は関連する案件ですので、事務局（学校教育室）から一括して説明願います。</p>
仲谷課長	<p>教育指導担当の仲谷です。</p> <p>和泉市いじめ防止基本方針改訂のポイントをご覧ください。</p> <p>令和 6 年 8 月、文部科学省が示す「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が改訂されました。全国的にいじめ重大事態の発生件数が過去最多となっていることから、今回の改訂により、重大事態調査への学校や関係者の対応をより明確化するとともに、調査組織の中立性・公平性を確保する必要性等</p>

が整理され、円滑かつ適切な調査の実施及びいじめ対象児童生徒や保護者等に寄り添った対応が求められることとなりました。

今回の文部科学省が示す「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂を受け、「和泉市いじめ防止基本方針」の「重大事態の対処」の項を見直したいと考えています。

改訂の内容です。

「(1) 重大事態の報告」の項に、児童生徒や保護者から重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したものととして同様に報告することを追記します。

なお、本日欠席されている中西委員から事前に意見をいただいております。「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の段階も含めという表記は、54ページの「重大事態の意味」にすでに明記されており、重複することから追記の必要がないのではないかとの内容でした。事務局としてもご指摘の趣旨に賛同するところですので、削除しようと考えています。

「(3) 調査の実施」の項について、教育委員会が、総合教育会議での協議を踏まえ、事案の調査を行う主体を判断した結果、教育委員会が主体となって調査を行う場合、これまでは「市対策委員会」が行うとしていたものを、令和7年4月から新設する調査審議に特化した「市いじめ問題調査委員会」が行うことに変更します。

「(4) 調査結果の報告及び提供」の項に「いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明する際に、市長への調査結果の報告と併せて、いじめを受けた児童生徒や保護者からの所見書を市長へ提出することが可能であることを説明する」ことを追記します。

また、「説明の結果、調査報告書に対して、いじめを受けた児童生徒や保護者と事前に確認した調査事項に調査漏れがある場合や調査中に新たな調査すべき事項が出てきた場合などは、当該児童生徒や保護者の意向を確認した上で、学校又は教育委員会が追加で調査を行う場合がある」ことを追記します。

加えて、「いじめを行った児童生徒やその保護者に対しても、調査報告書の内容について説明する」ことを追記します。

最後に、「教育委員会が、調査結果を市長に報告する際に、いじめを受けた児童生徒や保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容を説明する」ことも追記します。

「(6) 調査報告書の公表」の項を新たに加え、調査報告書の公表について、「いじめ重大事態に関する調査報告書の公表ガイドライン」に基づき、教育委員会が公表の有無を決定することを記載します。

具体的な変更、追加箇所は、新旧対照表をご参照ください。

続いて、いじめ防止基本方針に新たに加えた「いじめ重大事態に関する調査報告書の公表ガイドライン」について説明します。

令和6年8月に改訂された文部科学省が示す「いじめの重大事態の調査に関

<p>大槻教育長</p>	<p>するガイドライン」に、調査報告書の公表についても明記されたことから、適切に公表できるよう本市としてもガイドラインを作成するものです。</p> <p>文部科学省のガイドラインでは、特段の支障がなければ公表することが望ましいとされていますが、市教育委員会は、いじめを受けた児童生徒側の公表の意向や、公表における意義、弊害を総合的に勘案し、調査結果を公表するか否かの判断をします。</p> <p>公表の判断をした場合は、和泉市ホームページへの掲載により公表することとします。</p> <p>なお、調査報告書そのものを公表するのではなく、概要版を作成し、個人が特定されないよう配慮したものを公表資料とします。</p> <p>公表期間は6か月を基本とし、公表継続が難しくなるような事情が生じた場合は、その時点で公表を中止します。</p> <p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p> <p>ないようでしたら、お諮りします。</p> <p>議案第20号及び議案第21号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議ないようですので、議案第20号及び議案第21号は原案どおり可決します。</p> <p>続いて、議案第22号「令和7年度学校に対する指示事項について」、事務局（学校教育室）から説明願います。</p>
<p>上田教育指導監</p>	<p>教育指導監の上田です。</p> <p>提案の理由は、和泉市立学校における教育活動に対する基本方針を校長に示し、周知徹底を図る必要があるためです。</p> <p>学校の教育内容の方針については、和泉市教育委員会の事務委任等に関する規則第2条に「教育委員会は、法第25条第2項に定めるもののほか次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。」となっており、その第3項に「教育内容の方針に関すること。」とあることから、ご審議いただくものです。</p> <p>この「学校に対する指示事項」については、毎年「大阪府教育委員会」から示されている「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」とともに、本市教育大綱、教育振興基本計画の内容を踏まえ、学校に取組みを指示する重点項目をまとめたものです。</p> <p>今後の流れですが、ご可決いただいた後、速やかに各学校長に配付し、各学校長は本指示事項を踏まえた上で、来年度の学校教育目標を設定します。なお、短期間での対応となることから、学校長には未定稿の案として事前に参考送付</p>

	<p>しています。</p> <p>加えて、令和7年4月8日開催予定の年度当初の校園長会議において、「指示事項」の重点項目について校長に伝達します。</p> <p>それでは、別冊資料をご覧ください。</p> <p>1ページの「はじめに」では、教育の現状と令和7年度に取り組むべき概要を記載しており、槇尾学園の開校、(仮称)富秋学園の整備に加え、一貫教育の観点で保育所・幼稚園・こども園と丁寧に連携することとしています。</p> <p>また、今求められている「子どもの学び」を実現するため、1人1台の学習用端末の更新、英検3級以上の受験料補助対象者を、中学校全学年に拡充するなどに取り組む他、教員サポート施策として、35人学級編制の中学校2年生への拡充、今後3年間で全ての学校へ「GIGAスクール推進コーディネーター」を派遣することとしています。</p> <p>加えて、市内の大学統合に伴い、大学生による小、中学校への協力・支援をはじめとした大学連携を推進することとしています。</p> <p>さらに、学校教育室内の組織改編により、学力向上施策を統括する「教育推進担当」と、不登校・いじめ防止対策に重点的に取り組む「児童生徒支援担当」の2担当を、いずれも市役所本庁に設置し、連携強化を図り、多面的な学校支援を実施することとしています。</p> <p>10ページの「不登校児童生徒、その保護者に対する適切な支援」では、「校内教育支援センター」の環境整備や機能の充実を図ることとしています。</p> <p>次に15ページ「生徒の自主性を尊重した部活動の取組みの推進」では、部活動指導員の積極的な活用も含め、教職員の負担が過度にならないように、業務改善や勤務時間管理等の徹底を図ることとしています。</p> <p>18ページから19ページの「教職員のサービスの徹底」では、児童生徒への性暴力等の厳禁、ハラスメントに対する正しい認識等、服務規律の徹底及び不祥事の防止根絶に向けた取組の充実を図ることとしています。</p> <p>今後作成予定の本指示事項に関連するチェックリストを用い、各校が進捗状況を把握することで、更にPDCAを意識した取組みを図ります。</p>
大槻教育長	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p> <p>ないようでしたら、お諮りします。</p> <p>議案第22号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議ないようですので、議案第22号は原案どおり可決します。</p> <p>続いて、議案第23号「令和7年度幼稚園に対する指示事項、保育所に対する指導・助言事項について」、事務局(こども未来室)から説明願います。</p>
東部長	教育・こども部長の東です。

	<p>和泉市立幼稚園に対する指示、和泉市立保育所に対する指導・助言の基本方針は、学校の指示事項と同様、教育委員会から園長に示し、周知徹底を図ろうとするものであることから、その内容を審議頂くものです。</p> <p>なお、幼稚園の教育内容の方針に関しては、教育委員会の事務ですが、保育所については、市長からの委任事務としての位置づけであることから、指導・助言事項としてご審議いただくものです。</p> <p>それでは、別冊資料をご覧ください。</p> <p>1ページの「はじめに」では、公立保育園・公立幼稚園の現状と令和7年度に取り組むべき概要を記載しており、和泉市初の公立の認定こども園となる北松尾こども園の整備や令和9年度開園をめざした北西部地域での認定こども園の整備を行うことや、令和7年度末で鶴山台第一保育園の廃園、芦部保育園について令和7年度末に廃園し、令和8年度に民営化することを示し、「公立保育園・公立幼稚園のあり方」に基づく公立園の統廃合が今後大きく進むことを記載しています。</p> <p>2ページから3ページには、教育大綱の体系、教育振興基本計画の就学前教育の目標及び取組方針を記載しています。</p> <p>4ページの「保育・教育の充実について」では、5ページ上段になりますが、令和7年度では、保育業務の軽減、子どもと関わる時間を確保するため、保育日誌の電子化など保育業務にICTを積極的に活用することとしています。</p> <p>6ページの「保幼小の円滑な接続」では、令和7年度では、上から3つ目の項目について、「小学一年生の公開授業」への参加を推進することとしています。</p> <p>7ページの「開かれた園づくり」では、これまでどおり「和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例」を踏まえ、地域連携や民間園との交流により、保育・教育の質の向上に取り組むこととしています。</p>
大槻教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。
小谷委員	幼保小の連携について、詳しく教えてください。
田中参事	<p>幼保育成担当の田中です。</p> <p>小学校の先生・幼稚園、保育園の先生がお互いの業務内容や子ども達の様子を理解・把握するため、会議や研修を一緒に行っています。</p> <p>また、小学生と年長の5歳児が一緒に活動して交流するなどの取り組みも行っています。</p>
大槻教育長	<p>他にご質問等ございませんか。</p> <p>ないようでしたら、お諮りします。</p> <p>議案第23号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p>
【異議なし】	

富岡課長	<p>ご異議ないようですので、議案第 23 号は原案どおり可決します。</p> <p>審議事項につきましては以上ですが、先ほどのスポーツ推進委員に関する答弁について、訂正がございます。</p> <p>スポーツ推進担当の富岡です。</p> <p>先ほどの小谷委員のご質問への回答で、エリアの考え方についての回答が漏れていましたので、ここで回答させていただきます。</p> <p>先述のとおり、エリアごとの活動はありませんが、スポーツ推進委員の前制度の名残から、各中学校区 5 人ずつの計 50 人に、統括者を 1 人足した 51 人を上限として定員を設定しています。</p>
大槻教育長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>審議事項は以上ですので、承認事項に移ります。</p> <p>承認事項 1「教職員の処分について」ですが、人事に関わる案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書に基づき、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
隅埜所長	<p>ご異議ないようですので、承認事項 1 は非公開とします。よって、すべての案件が終了した後、取り扱うこととし、次の報告事項に移ります。</p> <p>報告事項 1「桃山学院大学と和泉市教育委員会との連携に関する協定の締結について」、事務局（学校教育室）から説明願います。</p> <p>教育センターの隅埜です。</p> <p>桃山学院教育大学と和泉市教育委員会は令和 4 年に連携協定を締結し、学校教育活動や教職員の資質向上などの取組みについて、相互に連携協力して取り組んできました。</p> <p>桃山学院教育大学は令和 7 年度から桃山学院大学と統合のうえ、桃山学院大学に人間教育学部が新設されることとなりましたので、桃山学院教育大学との連携協定を廃止し、昨日 3 月 26 日に桃山学院大学と新たに連携協定を締結したことを報告いたします。</p> <p>協定の内容は、「2. 協定の内容」に記載のとおりで、令和 4 年に締結した協定の内容から変更はございません。</p> <p>なお、桃山学院大学と和泉市は、平成 19 年から包括的な連携について協定を締結していますが、教育委員会として、教育分野に特化した連携協力が必要であると双方認識していることから、今回の協定締結に至ったものです。</p> <p>協定書を資料として添付していますのでご参照ください。</p>

大槻教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。
小谷委員	これまでの具体的な連携内容について、詳しく教えてください。
隅埜所長	例えば、PBL（プロジェクト・ベースド・ラーニング）の取組みとして、探求学習を学校で取り入れようとしている中で、桃山学院大学の学生の力を借りながら、子どもたちの学習を進めたり、教員をめざす学生に、ボランティアで学校の指導に来てもらい、子どもたちとの活動に関わっていただいています。また、教育センターのグリーンルームにもボランティアとして子どもたちに関わっていただいています。将来的には、その学生の方々に、教員として和泉市に帰ってきていただくという形で連携を行っています。
小谷委員	素晴らしい取組みだと思います。
大槻教育長	他にご質問等ございませんか。 続いて、報告事項2「2026年和泉市はたちのつどい」に係る開催部数変更について、事務局（生涯学習推進室）から説明願います。
橋本課長	生涯学習担当の橋本です。 「2026年和泉市はたちのつどい」について、参加対象者数の減少に伴い、効率的かつ適正な規模での運営を行うため、4部制から3部制の実施に変更を行うものです。 「1. 変更前」及び「2. 変更後」に記載の表をご覧ください。 槇尾中学校区が第2部から第1部へ、信太中学校区が第4部から第2部へ、石尾中学校区が第4部から第3部へ変更となります。なお、各部の開催時間について、変更はございません。 日程は、令和8年1月12日、成人の日で、和泉シティプラザ弥生の風ホールでの開催を予定しています。 対象者は、令和7年度中に20歳を迎える方で、内容は、各中学校から推薦された企画委員で構成される「和泉市はたちのつどい」企画委員会にて決定されます。 「3. 実績」に、2022年以降の参加者数等を記載していますので、参考にご覧ください。
大槻教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 続いて、報告事項3「セネガル共和国への和泉市長公式訪問団の派遣報告について」、事務局（生涯学習推進室）から説明願います。
富岡課長	スポーツ振興担当の富岡です。

	<p>2020 東京オリンピック・パラリンピックの際、和泉市がホストタウンとなったことから交流がスタートしたセネガル共和国へ、万博国際交流プログラムを活用し、市長公式訪問団を派遣しました。</p> <p>派遣期間は、令和7年1月27日（月）から2月2日（日）の3泊7日で、派遣メンバーは、市長、教育長をはじめ記載の計4名です。</p> <p>派遣の目的としては、大阪・関西万博を契機とし、万博やスポーツを通じた今後の相互交流について意見交換し、相互理解を深め協力体制を構築することであり、大阪・関西万博の関係者である産業大臣、輸出促進庁総裁やスポーツ大臣、オリンピック委員長などを訪問し、意見交換を実施した他、産業大臣とは、交流促進に関する協力覚書を締結しました。</p> <p>市長公式訪問団の記録をまとめていますので、ご参照ください。</p> <p>なお、本日3月27日に、駐日特命全権大使であるジャン・アントワーヌ・デュフ氏が来庁され、市長表敬訪問を行いました。会談では、2025 大阪万博でのセネガルウィーク中の交流などについて、市長と話し合いました。</p>
大槻教育長	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p> <p>続いて、報告事項4「令和7年度和泉市教育委員会の点検・評価報告書（令和6年度事業分）（素案）」について」と報告事項5「和泉市教育振興基本計画（令和7年度行動計画編）」についてを一括して、事務局（教育総務課）から説明願います。</p>
鍛冶次長	<p>教育総務課の鍛冶です。</p> <p>点検・評価報告書は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、毎年教育委員会の権限に属する事務について、教育に関する学識経験者の知見を活用した点検・評価を行い、報告書を議会へ提出するとともに、公表するものです。</p> <p>今後は、本日配布の素案をもとに、令和6年度実施事業について、3名の評価委員から意見を伺いながら整理を行ったのち、市議会第3回定例会での報告にあたり、教育委員会第8回定例会でご審議をいただく予定です。</p> <p>教育振興基本計画は、基本方針編と行動計画編で構成されています。</p> <p>「基本方針編」は、教育委員会における取組活動の目標、方針を整理するもので、教育大綱の改訂にともない、令和4年3月に改訂しました。</p> <p>「行動計画編」は、「基本方針編」に示した目標の実現のために実施する具体的な取組項目を示すもので、毎年度の予算編成にあわせて更新するものとしています。計画の実効性をより高めるために、先述の点検・評価報告書と連動させ取り組んでいます。</p> <p>別冊資料4ページから8ページに令和7年度の主な取組内容を記載しています。</p> <p>まず、「就学前教育」では、「中部地域における新たな認定こども園運営事業者の選定」や、「医療的ケア機能を備えた芦部民営化園の整備費用の一部補助」</p>

	<p>など、待機児童解消に取り組む他、公立園については、保育日誌のデジタル化、乳児の午睡センター導入などにより、「保育環境の向上」を図ります。</p> <p>次に、「学校教育」では、令和7年4月開校の槇尾学園におけるアフタースクール事業の実施や「(仮称) 富秋学園の施設一体型義務教育学校の開校」に向けた取組みを推進する他、GIGA 端末の更新や英検3級受験料の補助の拡充などに取り組めます。</p> <p>最後に、「生涯学習」では、万博関連事業として「中国南通市やセネガル共和国との交流イベント」を実施するほか、引き続き、「池上曾根史跡公園の整備」を行うとともに、久保惣記念美術館の茶室について、「茶室耐震補強工事(Ⅱ期)の実施設計に着手」します。</p> <p>4月上旬に本計画を市ホームページにて公表する予定です。</p>
大槻教育長	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p> <p>続いて、報告事項6「大阪府公立学校長(任期付)令和8年度任用に係る意向調査について」及び報告事項7「教職員の処分」ですが、人事に関わる案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書に基づき、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議ないようですので、報告事項6及び報告事項7は非公開とします。よって、すべての案件が終了した後、取り扱うこととします。</p> <p>報告事項は以上です。</p> <p>その他、何かありましたら事務局からお願いします。</p>
鍛冶次長	<p>教育総務課の鍛冶です。</p> <p>令和7年度人事異動内示(教育委員会事務局の課長級以上と保育園・幼稚園の園長・副園長)について説明します。</p> <p>令和7年度は行政機構改革により、学校教育室において教育センターと教育指導担当を再編し、「教育推進担当」と「児童生徒支援担当」としました。</p> <p>このことにより、教育センター隅苅所長が教育推進担当課長に、教育指導担当仲谷課長が児童生徒支援担当課長にそれぞれ着任します。</p> <p>その他の異動については、資料をご参照ください。異動のあった課長級以上職員については、次の教育委員会第4回定例会において改めてご挨拶させていただきますのでよろしくをお願いします。</p> <p>次頁には、令和7年度の保育園・幼稚園、園長・副園長の配置を記載しており、異動のあった職員については、備考欄に記載していますので、ご参照ください。</p>
大槻教育長	<p>ただ今の説明について、何かご質問等ございませんか。</p>

大槻教育長	<p>次に、承認事項 1・報告事項 6・報告事項 7 について取り扱う前に、職員の入 れ替えを行います。しばらくお待ちください。</p> <p>【承認事項 1 非公開にて承認】 【報告事項 6・7 非公開にて報告】</p> <p>以上をもちまして、本日の定例会は終了します。</p>
-------	---

令和7年和泉市教育委員会第3回定例会の様子



傍聴は当日受付しています。皆様の傍聴をお待ちしております。

傍聴方法：当日受付

開会時刻 15 分前から先着順で入室可能ですが、その時点で定員を超える場合は抽選とします。(定員数は会場により異なります。)

ただし、人事に関する事など非公開となる案件は傍聴できません。